

令和9年分の申告書(令和8年9月7日から順次送付)は「令和9年中の所得の見積額」で書く。扶養親族の所得の見積額は62万円以下(令和8年分は58万円以下)。提出の対象が住民税の課税対象者にも拡大されました(日本年金機構「大切なお知らせ」)。具体的な提出期限は、届いた申告書・お知らせに記載されています。法令上の提出時期は「その年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日まで」(国税庁 A2-6)。

■ 申告書が届いたら確かめることのチェックリスト

届いたらまず確かめる

- ☐ 申告書の表面最上部の「〇年分」を確かめる(令和8年9月から届くのは令和9年分)(J9・J1)
- ☐ 提出が必要かを確かめる:本人が障害者・寡婦等に当たらず、控除対象となる配偶者・親族、退職手当等を受ける見込みのある配偶者・親族もいなければ提出不要(J1)
- ☐ 前年の申告内容が印刷されていれば、配偶者・扶養親族・障害・同居が別居かに変わりがなければ確かめる(J1・J3)
- ☐ 申告書・お知らせに記載された提出期限を確かめる(間に合わない場合もなるべく早く)(J1)

書く前に用意する

- ☐ 控除対象となる配偶者・扶養親族の生年月日とマイナンバー(収録状況表示欄が「未収録」や斜線の場合)(J3)
- ☐ 配偶者・扶養親族の令和9年中の収入の見込み(所得の見積額を書くため)(J3・J2)
- ☐ 障害者手帳など(摘要欄に手帳の種類・障害の程度・交付年月日を書く。添付は不要)(J3)
- ☐ 別居している家族の住所(摘要欄に氏名と住所を書く)(J3)
- ☐ 国外に住む家族を申告する場合は親族関係書類(電子申請はできない)(J3)

出す前に確かめる

- ☐ 変更がなければ「ア. 前年から「変更なし」で申告します。」に丸と氏名だけでよい(J1)
- ☐ 前年に特定親族・国外居住で申告した家族が23歳・30歳になる年は「前年から変更あり」とし、所得金額(国外居住は該当する区分)を記入する(J3)
- ☐ 黒ボールペンで記入。押印は不要(J3・J1)
- ☐ 紙は同封の返信用封筒に切手を貼って投函。電子申請(マイナポータル)で出したら紙は不要(J1)

出した後

- ☐ 源泉徴収票は対象年の翌年1月中旬から下旬に届く(申告した内容が載る)(J9)
- ☐ 提出後に扶養の状況が変わったら、申告書を出し直さず翌年の確定申告で精算(税務署に相談)(J7・J15)

■ 提出の対象となる年金額(日本年金機構)

老齢または退職を支給事由とする年金(老齢福祉年金を除く)が対象。所得税の源泉徴収の対象となる場合か、単身者の住民税の非課税限度額以上の場合で、本人が障害者・寡婦等に当たる、または控除対象となる配偶者・親族などがある場合に提出が必要です。

扶養親族等申告書の送付対象となる年金額

区分	令和7年分まで	令和8年分	令和9年分
65歳未満の方	108万円以上	155万円以上	98万円以上
65歳以上の方	158万円以上	205万円以上	148万円以上
退職共済年金の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている方	退職共済年金の年金額が80万円以上	退職共済年金の年金額が127万円以上	退職共済年金の年金額が70万円以上

源泉徴収の対象となる年金額

区分	令和7年分まで	令和8年分	令和9年分以降
65歳未満の方	108万円以上	155万円以上	164万円以上
65歳以上の方	158万円以上	205万円以上	214万円以上
退職共済年金の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている方	退職共済年金の年金額が80万円以上	退職共済年金の年金額が127万円以上	退職共済年金の年金額が137万円以上

令和9年分の送付対象(65歳以上148万円・65歳未満98万円)は、単身者の住民税の非課税限度額の3級地の金額と同じです。非課税限度額は1級地(65歳以上155万円・65歳未満105万円)～3級地で、お住まいの市区町村によって異なります(日本年金機構「住民税の非課税限度額基準について」)。

年金額が一定金額に満たないため申告書が送られていない方は、提出の必要はありません。前年以前に電子申請で提出した方や、ねんきんネットで申告書のペーパーレス化を登録した方には紙の申告書は送られず、マイナポータルのお知らせ等で案内が届くため、電子申請で提出します。条件に当てはまっても、各種控除に該当しない方は提出不要です(日本年金機構)。

提出しないとどうなるか(日本年金機構の説明)

確定申告等を行わないと、所得税の源泉徴収や翌年の個人住民税で、障害者控除や配偶者控除等を受けることができません。そのため、該当する控除分、多くの所得税・住民税が徴収される場合があります。所得税率に差はなく、各種控除に該当しない方は、提出しなくても多く徴収されることはありません。

扶養親族等申告書 チェックリスト・早見表

記入の項目の早見表・年分ごとの所得の見積額の要件

これは記入の代行や記入例ではありません。日本年金機構「扶養親族等申告書の記入項目について」の説明を、項目と注意の一覧にまとめたものです。所得の見積額の計算方法は日本年金機構のページで確認してください。前年から変更がなければ「ア. 前年から「変更なし」で申告します。」に丸と氏名だけで提出できます。

記入の項目の早見表(日本年金機構の説明)

No.	項目(欄)	何を書く・選ぶか	注意
—	前年から「変更なし」	前年分を提出した人の申告書には、前年の申告内容が印刷されています。変更がなければ「ア. 前年から「変更なし」で申告します。」に丸をして氏名を書き、ほかの項目は記入不要です。	前年に「特定親族」や国外居住として申告した親族が23歳・30歳になる年は、「変更なし」のままだと控除の対象にならなくなります。引き続き控除を受けるには「前年から変更あり」とし、所得金額(国外居住は該当する区分の丸)を記入します(年金機構)。
1	障害(本人障害・配偶者障害・扶養親族等の障害)	普通障害者は「1. 普通障害」、特別障害者は「2. 特別障害」に丸。裏面14「摘要」欄に、氏名・手帳等の種類・障害の程度・交付年月日を書きます。	証明書の添付は不要。要介護認定の等級や障害年金の等級とは直接関係ありません。
2	寡婦・ひとり親(寡婦等)	寡婦なら「1. 寡婦」、ひとり親なら「2. ひとり親」に丸。受給者本人の所得が500万円以下などの条件があります。	書類の添付は不要。該当しなければ記入不要です。
3	本人所得	受給者本人の所得の見積額が900万円を超える場合に丸。超えなければ記入不要です。	900万円以下か超えるかで、受けられる配偶者控除が変わります。
4	マイナンバー(個人番号)	収録状況表示欄が「未収録」または斜線なら、控除対象となる配偶者・扶養親族等のマイナンバーを記入。「収録済」なら記入不要です。	番号を確認する書類の添付は不要。前年から番号が変わった人は裏面14「摘要」欄へ。
5	特定・老人の種別	老人控除対象配偶者は「2. 老人」、特定扶養親族・特定親族は「1. 特定」、老人控除対象扶養親族は「2. 老人」に丸。	年齢は申告書の対象の年の12月31日時点で判断。令和9年分の老人扶養親族は昭和33年1月1日以前に生まれた人です。
6	配偶者の区分・年間所得の見積額	配偶者の収入が公的年金のみで、65歳以上172万円以下・65歳未満122万円以下なら上段に丸。それ以外は所得の見積額を万円単位(端数切り上げ)で中段に。扶養親族等は「62万円以下」「62万円超～85万円以下」「85万円超」のいずれかに丸。	172万円・122万円は所得額ではなく年金額で判断します。前年より配偶者の収入が増えたら、印刷された丸を抹消して書き直します。
7	退職所得の有無・退職所得を除く所得金額	配偶者や親族が退職手当等を受ける見込みがある場合に、退職所得を除いた所得の見積額を書きます。	住民税の控除に使われ、お住まいの市区町村へ報告されます。退職手当の見込みがなければ記入不要です。
8	同居等の区分	控除対象となる配偶者・扶養親族等ごとに「1. 同居」か「2. 別居」のどちらかに必ず丸。	別居なら裏面14「摘要」欄に、その人の氏名と住所を書きます。
9	国外居住の有無	国外に住む配偶者・親族を控除対象にする場合に記入し、親族関係書類を同封します。	国外居住の親族がいる申告は電子申請できず、紙で提出します。

実際の記入は黒ボールペンで。押印は不要(日本年金機構)。障害者・寡婦・ひとり親・マイナンバーを確認する書類の添付は不要。国外居住の家族を申告するときだけ親族関係書類を同封します。

申告書の年分ごとの所得の見積額の要件(日本年金機構)

申告書の年分	扶養親族(配偶者以外の親族)	配偶者控除の対象となる配偶者	配偶者の収入が年金のみの場合の年金額(65歳以上／65歳未満)	特定親族(19歳～22歳)
令和9年分	62万円以下	62万円以下	172万円以下／122万円以下	62万円超85万円以下
令和8年分	58万円以下	58万円以下	168万円以下／118万円以下	58万円超85万円以下

年金のみの配偶者は、所得額ではなく年金額で判断します(令和9年分:65歳以上172万円以下・65歳未満122万円以下なら所得62万円以下に該当)。年齢はその年の12月31日時点。受給者本人の所得の見積額が900万円以下なら、配偶者の所得が62万円超95万円以下でも配偶者特別控除の対象です(本人の所得が900万円超なら、配偶者が障害者の場合の障害者控除だけ)。

源泉徴収票は、申告書の対象年の翌年1月中旬から下旬に届く 申告書に書いた内容(配偶者・扶養親族・障害者など)が載ります。令和7年分は、はがきを令和8年1月8日から15日にかけて順次送付(日本年金機構)。電子データはマイナポータルの「お知らせ」で受け取れ、e-Taxに取り込めます。障害年金・遺族年金は非課税のため、それだけを受けている人には送付されません。

源泉徴収票の見方(欄の意味。日本年金機構「令和7年分 公的年金等の源泉徴収票」の説明)

No.	欄	何が書いてあるか
(1)	支払金額	その年に支払われた年金の合計額。所得税等や社会保険料が差し引かれる前の金額です。令和7年分は令和7年2月～12月の支払分です。
(2)	源泉徴収税額	年金から源泉徴収された所得税額と復興特別所得税の合計額。
(3)	区分	支払金額・源泉徴収税額を、所得税法第203条の3の号ごと(老齢基礎年金・老齢厚生年金など)に区分したものの。
(4)	年金の種別	年金の種別。
(5)	本人(障害者・ひとり親・寡婦)	該当する場合に★。提出した扶養親族等申告書に基づく記載で、申告書を出していない人は空欄です。
(6)	源泉控除対象配偶者の有無等(一般・老人)	該当する場合に★。申告書に基づく記載です。受給者本人の所得の見積額が900万円を超える場合は空欄になります。
(7)	控除対象扶養親族の数(特定・老人・その他)	それぞれに当たる扶養親族の人数。申告書に基づく記載です。
(8)	16歳未満の扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の人数。扶養控除の対象外ですが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。
(9)	障害者の数	「特別」は特別障害者の人数(カッコ内は同居の人数)、「その他」は普通障害者の人数。
(10)	非居住者である親族の数	国内に住所がなく、1年以上国内に居所がない親族の人数。申告書に基づく記載です。
(11)	社会保険料の額	年金から特別徴収された社会保険料(介護保険料・国民健康保険料または後期高齢者医療保険料)の合計額。個人住民税・森林環境税は含みません。内訳は摘要欄に記載されます。
(12)	源泉控除対象配偶者・控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族の氏名	申告書に書いた配偶者・扶養親族の氏名など。非居住者の場合は区分欄に記載があります。

(5)～(10)と(12)は、提出された扶養親族等申告書に基づいて記載され、申告書を提出していない方(提出の必要がない方を含む)は空欄です。年金から差し引かれた個人住民税・森林環境税は記載されません。
確定申告書に源泉徴収票の添付は不要ですが、内容を記載する必要があります。書面と電子データの源泉徴収票を重複して使わないよう注意(日本年金機構)。

なくしたとき・もう1枚ほしいとき(原則過去5年分)

- ねんきんネット:マイナポータルと連携済み、またはIDを取得済みなら、いつでも再交付申請。電子送付は申請から3～5営業日、郵送は発送まで1週間程度。
- 電話:日本年金機構の自動音声の受付サービス。送付まで2週間程度(番号は日本年金機構のページで確認)。
- 来訪:年金事務所または街角の年金相談センター。本人は年金機構から届いた書類(年金証書・改定通知書など)と本人確認書類。家族が行くときは本人の委任状と代理人の本人確認書類も。

親が亡くなったとき(準確定申告用の源泉徴収票)

- 死亡届や未支給年金の手続き後、おおむね2～3カ月で発送(日本年金機構)。
- ただし、1月1日から2月の支払日の前日までの間に亡くなった場合は、原則として準確定申告用源泉徴収票は発行されません。12月の支払日から翌年2月の支払日の間に亡くなった場合は、通常の「公的年金等の源泉徴収票」が発行されます(日本年金機構)。
- 準確定申告用はねんきんネットの再交付申請の対象外。再発行分は未支給年金請求者あてに送付されます。
- 死亡届を出していないと発行できません。

準確定申告の必要書類は「準確定申告の必要書類チェックリスト」(www.fureaino-oka.com/souzoku/junkakutei-checklist)へ。

令和8年分(今年分)の所得税は、年金の申告書と要件がずれる(国税庁の説明)

- 令和8年分の年金の申告書の要件は「58万円以下」でしたが、所得税の扶養親族の合計所得金額の要件は 令和8年分 62万円以下・令和7年分 58万円以下・令和6～2年分 48万円以下 です(国税庁 No.1180 Q9。62万円は令和8年12月1日施行・令和8年分から適用)。
- 公的年金等の受給者が、令和8年分の所得税について、この改正で新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族の扶養控除等を受けようとする場合は、原則として確定申告が必要です(国税庁 令和8年度税制改正Q&A Q1-1・Q5-1・Q7-1)。
- 令和8年分の公的年金等(確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除く)は、令和8年12月に年金の支払がある場合、その支払時に改正後の基礎的控除額で1年分の税額を精算し、還付すべき金額は原則として支払者から還付されます(同Q5-1)。12月に支払がなく精算されなかった場合で源泉徴収された税額があるときは、確定申告書の提出で精算できます。

確定申告が要るかどうかの最終的な判断は、税務署か税理士へ。下の観点は国税庁・日本年金機構の説明を並べたもので、当てはめ(判定)はしていません。
国税庁 No.1600:その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告の必要はありません。この場合でも医療費控除などで還付を受けるための確定申告はでき、住民税の申告が必要な場合があります。

確定申告が要るかを確かめる観点(国税庁・日本年金機構)

☐ 公的年金等の収入金額が400万円以下か(No.1600・No.2020) (N1・N2)

☐ その公的年金等の全部が源泉徴収の対象か(外国の年金など源泉徴収の対象とされない年金があると不要制度は使えない) (N2・N1)

☐ 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下か (N1・N2)

☐ 2か所以上の年金の支払者に扶養親族等申告書を出している、または年金以外に給与所得がある(多くの場合、確定申告が必要と年金機構) (J10)

☐ 医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・寄附金控除などを受けたい(還付申告ができる) (N1・J10)

☐ 扶養親族等申告書を出していない、または出した後に扶養親族等が増えた (J10・J8)

☐ 令和8年分で、所得要件の引上げ(58万円→62万円)により新たに扶養親族等に当たる家族がいる(原則、確定申告が必要と国税庁) (N5)

☐ 確定申告が不要でも、住民税の申告が必要な場合がある(お住まいの市区町村へ) (N1・J10)

確定申告の期間は原則として翌年2月16日から3月15日まで、期限は原則翌年3月15日(国税庁 No.2020)。住民税の申告はお住まいの市区町村へ。

メモ欄(相談の前に書き出しておく)

申告書の年分・提出期限	年分 / 提出期限 年 月 日
提出方法・提出日	☐ 紙(返信用封筒) ☐ 電子申請(マイナポータル) 提出日 年 月 日
前年からの変更	☐ 変更なし ☐ 変更あり(配偶者・扶養親族・障害・同居／別居・住所)
配偶者・扶養親族(氏名・生年月日)	
家族の収入の見込み	☐ 年金のみ ☐ 給与 ☐ 不動産の売却・賃貸 ☐ 退職手当の見込み ☐ その他
源泉徴収票の保管場所	☐ はがき ☐ 電子データ(マイナポータル) 保管場所:
確定申告で確かめたいこと	☐ 医療費控除 ☐ 社会保険料控除 ☐ 扶養の増加 ☐ 年金が2か所以上・給与あり ☐ その他
相談先・相談日	☐ 税務署 ☐ 税理士 ☐ 年金事務所 ☐ 市区町村(住民税) 年 月 日
メモ	

出典(2026年10月6日確認・日本年金機構／国税庁)

J1 日本年金機構「令和9年分「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の紙の提出方法」<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/rourei/jukyu/fuyo/2027fuyoukami.html>

J2 日本年金機構「令和9年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(申告書の見方) <https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tuutisyo/20160822.html>

J3 日本年金機構「扶養親族等申告書の記入項目について」<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/kojin/denshibenri/rourei/denshi/fuyo/fuyoukoumoku.html>

J4 日本年金機構「老齢年金から源泉徴収される所得税の控除を受けるとき」<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/rourei/jukyu/shotokuzeikojo.html>

J5 日本年金機構「住民税の非課税限度額基準について」<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/fuyo/threshold.html>

J6 日本年金機構「扶養親族等申告書はスマートフォン等で提出できます」<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi/fuyo.html>

J7 日本年金機構「個人の方の電子申請(扶養親族等申告書)」<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/kojin/denshibenri/rourei/denshi/fuyo/shinsei/fuyo.html>

J8 日本年金機構 年金Q&A(扶養親族等申告書を提出しなかった場合) <https://www.nenkin.go.jp/section/faq/jukyu/jukyushatodoke/rourei/fuyoushinkoku/teishutsu/20141022-08.html>

J9 日本年金機構 年金Q&A(申告内容が載った源泉徴収票の発送時期) <https://www.nenkin.go.jp/section/faq/jukyu/jukyushatodoke/rourei/fuyoushinkoku/shotokuzei/20141022-03.html>

J10 日本年金機構「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」の送付について <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2025/202512/1223.html>

J11 日本年金機構「令和7年分 公的年金等の源泉徴収票」(見方の説明) <https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tuutisyo/gensen/20251223.html>

J12 日本年金機構「公的年金等の源泉徴収票をなくしたとき」<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/rourei/jukyu/20140421-29.html>

J13 日本年金機構 年金Q&A(障害年金・遺族年金と源泉徴収票) <https://www.nenkin.go.jp/section/faq/jukyu/uketori/tsuchisho/gensen/20140421-05.html>

J14 日本年金機構 年金Q&A(準確定申告用の源泉徴収票とねんきんネット) https://www.nenkin.go.jp/section/faq/n_net/saikofu/gensen/20180326-11.html

J15 日本年金機構 年金Q&A(源泉徴収票の扶養親族等の状況が変わったとき) <https://www.nenkin.go.jp/section/faq/jukyu/uketori/tsuchisho/gensen/20140421-04.html>

J16 日本年金機構「大切なお知らせ」(令和9年分扶養親族等申告書に同封。PDF) <https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/rourei/jukyu/fuyo/2027fuyoukami.files/2027oshirase.pdf>

J17 日本年金機構 年金Q&A(源泉徴収票の電子データ) <https://www.nenkin.go.jp/section/faq/jukyu/uketori/tsuchisho/gensen/20221228.html>

J18 日本年金機構 年金Q&A(住民税・森林環境税と源泉徴収票) <https://www.nenkin.go.jp/section/faq/jukyu/uketori/tsuchisho/gensen/20140421-03.html>

J19 日本年金機構 年金Q&A(準確定申告用の源泉徴収票の発送時期) <https://www.nenkin.go.jp/section/faq/jukyu/uketori/tsuchisho/gensen/junkaku.html>

N1 国税庁 タックスアンサー No.1600「公的年金等の課税関係」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1600.htm>

N2 国税庁 タックスアンサー No.2020「確定申告」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2020.htm>

N3 国税庁 税務手続の案内「A2-6 公的年金等の受給者の扶養親族等の申告」<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648.09.htm>

N4 国税庁 タックスアンサー No.1180「扶養控除」QAリンク(Q9) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1180.qa.htm>

N5 国税庁「令和8年度税制改正(所得税の基礎控除の引上げ等関係)Q&A」(令和8年5月) <https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026kiso/pdf/0026005-024.pdf>

N6 国税庁「令和8年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げ等について」<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026kiso/index.htm>

N7 国税庁 タックスアンサー No.1180「扶養控除」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1180.htm>